

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第29回 津地裁平成26年2月28日判決（鈴鹿さくら病院事件）  
〔判例時報2235号102頁〕



労働法制特別委員会委員 道上 貴美子 (66期)

## 1 事案の概要

- (1) 平成24年6月頃、Y病院の職員により構成された労働組合(X1)及びその上部組織の労働組合(X2)は、Yと、Yが管理職2名及び一般職員且つ非組合員2名に対して行った、賃金表に基づかない特別手当等の増額支給の是正等に関する団体交渉を行ったが、Yから納得のいく回答はなかった。
- (2) そこで、X1は、実施時間帯を夜勤時間帯、実施場所を「2病棟」という4棟ある入院病棟の内1棟に限ることとして、ストライキの実施を決定し、同年8月16日に口頭で、翌日に文書でYに通告した上、20日よりストライキを開始した。
- (3) しかし、Yは、同月20日、入院患者の生命・身体の安全等を被保全権利として本件ストライキ禁止の仮処分申立てを行ったところ、裁判所は口頭弁論及び審尋を経ることなく、22日、本件ストライキ禁止の仮処分を決定したことから、Xらは本件ストライキを中止した。
- (4) 同月29日、裁判所はYに対し起訴命令を出したが、Yは同月30日、本件仮処分申立てを取り下げ、担保取り消し決定を申し立てたことから、同年9月12日、Xらは、本件仮処分申立てはXらのストライキの権利を侵害する不法行為であるとして、Yに合計1100万円の損害賠償の支払いを求める訴えを提起した。

## 2 争点（一部抜粋）

- (1) Yによる本件仮処分申立ての不法行為該当性
- (2) Xらの損害額

## 3 裁判所の判断

- (1) Yによる本件仮処分申立ての不法行為該当性  
ア 「仮処分申立てが不法行為に該当するとして提起された損害賠償訴訟において、仮処分申立てに係る

被保全権利が当初から存在しないことが明らかになった場合にも、特段の事情のない限り、申立人の過失が推認されると解するのが相当である。」

イ 本件ストライキの正当性について、本件団交事項はいずれも義務的団交事項にあたること、本件ストライキの経緯につき「本件増額支給問題についてのYの不誠実な対応が本件ストライキを引き起こしたといえる」こと、同態様につき「本件ストライキにより患者の生命・身体に危険が生ずる具体的な危険性があったとは認められない」ことを認定し、これら「諸般の事情を総合考慮すると、本件ストライキは正当なものであったというべきである。」とした。

ウ 「本件ストライキ時に2病棟の患者の生命・身体に危険が生ずるような具体的な兆候があったわけではないし、Yは、本件ストライキ期間中の臨時のシフトを組むこともできていた上、保安要員として外部の看護師を手配することもできていたのであるから、本件ストライキにより患者の生命・身体に危険が生ずる具体的な危険性があったとは認められない。また、Yは、Xらに対し、保安要員の提供を要請した際、Xらから求められた本件ストライキ期間中のシフト表を開示せず、保安要員の必要性について具体的な説明をしていないのであるから、Yにおいて、入院患者の生命・身体の安全を確保するための真摯な努力をしたということもできない。したがって、Yが本件ストライキの差止めを求める被保全権利を有していたとはいえないから、本件仮処分申立ては被保全権利を欠く違法なものというべきである。」

エ 「Yは、Xらから本件増額支給の事実を問い質されてもこれを知らないという虚偽の返答をした上、Xらから繰り返し本件増額支給の調査・解明の要請がされたにもかかわらず、本件増額支給の事実を否定する回答を続けたものであり、Xらから本件ストライキの通告を受けた際にも、本件増額支給について事実を明らかにすることなく、本件仮処分申立てに及んだものであるから、かかる経緯にかんがみれば、Yは、

Xらによる本件増額支給問題の追及を封じるための手段として本件仮処分申立てに及んだといっても過言ではない。したがって、過失の推認を覆す上記特段の事情は認められないことはもとより、Yには本件仮処分申立てに及んでXらの正当な争議権を侵害したことについて故意あるいは故意に比肩すべき重過失があるというべきである。」

オ 「以上によれば、XらはYによる違法な本件仮処分申立てにより、正当な争議権を侵害されたものであり、YにはXらの争議権の侵害につき故意あるいは重過失があるというべきであるから、Yによる本件仮処分申立てはXらに対する不法行為に該当するというべきである。」

## (2) Xらの損害

「本件増額支給問題についてのYの対応の不誠実さ、本件ストライキの正当性、組合にとっての争議権の重要性などの諸般の事情を総合考慮すると、Xらが受けた無形的な損害の額は各150万円とするのが相当である。」

## 4 本判決の検討

### (1) 被保全権利の有無と過失の関係

本判決が、被保全権利の不存在を認定し、そのことからYの過失を推認している点については、真実、被保全権利が存在すると信じたうえで仮処分申立てを行った後、事後的に被保全権利がないと判断された場合に過失が推認されるとするのは債権者に酷ではないかとの批判もあり得るが、仮処分制度において、債権者は被保全権利の存在を疎明すれば足りる一方、立担保が必要である等、損害賠償請求を受ける一定のリスクを織り込み済みの制度であり、また、本判決は、本件仮処分の申立てを「Xらによる本件増額支給問題の追及を封じるための手段として本件仮処分申立てに及んだといっても過言ではない。」とまで断じて権利濫用性を指摘していることから、その結論は支持されるも

のと思われる。

### (2) 精神病院における争議行為の可否

最高裁昭和39年8月4日民集18巻7号1263頁（以下「昭和39年判決」という。）は、「病院の従業員が争議行為を行うにあたっては、予め患者の生命・身体の保全に遺憾なきを期するとともに、患者の身体・精神の回復を図るべき病院の使命に対する管理者側の真摯な努力にも拘らず、緊急事態発生の客観的危険性が現われた場合には、その善後措置に協力すべき義務があり、これを故なく拒否すれば、争議行為は、その点においてもまた、不当になるもの、と解するのが相当である。」と判示している。本判決は、昭和39年判決を明示的には引用していないが、本件ストライキに至る経緯等を具体的詳細に認定し、Xらが計画したストライキにより入院患者の安全に具体的な危険が発生する兆候があったわけではなく、また、Yにおいて患者の安全を図るための真摯な姿勢がなかったこと等を認定したうえで本件ストライキの正当性を判断しており、昭和39年判決を十分に意識したものとなっている。なお、本判決控訴審判決（名古屋高裁平成26年11月27日判例集未掲載）は、昭和39年判決を引用したうえで判断している。

### (3) 本件仮処分決定の問題点

ところで、本件仮処分決定に際しては、本件仮処分申立てが仮の地位を定める仮処分であることから、口頭弁論または審尋が必要であるにもかかわらず（民事保全法23条2項、4項）、これらを経ずに決定がなされている。保安要員の提供がXらから申し出されていること、現にYは外部から保安要員を確保していたこと等に鑑みれば、同条4項ただし書きの「その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情」は認められないものと思われ、本件仮処分決定自体が民事保全法23条4項違反と言われても仕方がないと考ええる。